

令和6年度宮城県後期高齢者医療広域連合懇談会

令和6年度も昨年度に引き続き県内3会場で懇談会を開催し、各地区の被保険者や医療関係者の皆様から貴重な御意見や御提案をいただきましたので、お知らせします。

記

○詳細

| 地区 | 開催地 | 開催日 | 開催場所 | 参加人数 |
|----|------|---------------|--------------|------|
| 県北 | 石巻市 | 令和6年11月7日(木) | 石巻市役所本庁舎 | 7名 |
| 県央 | 七ヶ浜町 | 令和6年11月14日(木) | 七ヶ浜町上下水道事業庁舎 | 12名 |
| 県南 | 白石市 | 令和6年11月21日(木) | 白石市防災センター | 9名 |

<座長挨拶>

事務局長挨拶

<出席者の紹介>

出席者全員自己紹介

<事業概要に基づき説明>

保険料課長、給付課長、総務課長説明

<懇談概要>

被保険者①

12月で被保険者証が廃止となりますが、マイナンバーカードは機械に入れて顔認証や暗証番号を入力するなど手続が面倒です。マイナンバーカードを持っているのですが、資格確認書はもらえないのでしょうか。

事務局

まず、マイナンバーカードを取得しているかどうか第1段階としてあり、マイナンバーカードと保険証とを紐づけているかどうか第2段階としてあります。既に紐づけられている方でも、現在は被保険者証を全員にお送りしており、来年の7月31日までは、有効期限がありますので、被保険者証さえ持っていれば、病院で診療は受けられることになっています。ただ、紐づけされている方の場合は、今の予定では、被保険者証に替わるものは発行せずに、「資格情報のお知らせ」というカードをお送りする予定になっています。紐づけされていない方には「資格確認書」という被保険者証とほぼ同じ内容のものが送付されることとなっているので、紐づけをされている方はどうすればよいのかということが今後の話題になると思います。

本来であれば、今年の12月2日以降、マイナ保険証を持っている方で新しく75歳になられる方については、「資格情報のお知らせ」という簡単なカードをお渡しする予定でしたが、マイナ保険証だけ持ってもよく分からないという方々も多くいるということで、後期高齢者医療制度の場合は、現時点では全員に「資格確認書」をお渡しする運用となっています。

問題は来年度の一斉更新の時にその運用がなくなるということであり、約35万人の被保険者のうち大体半分の方がマイナ保険証と紐づけされており、相当混乱することになるとおられますので、その運用については国の方で現在検討していただいています。確実なことは現在言えない状況ですが、なるべく混乱しないように国には求めている状況です。

被保険者②

歯科健診について、今年案内が来たので受診しましたが、これは被保険者全員が対象ではないのですか。

事務局

昨年 75 歳になられた方々を対象にしています。受診率が上がらないことが課題であります。もう一つ、既に日頃から歯科医院に通っているのに健診を受けなくても大丈夫だという方々、いわゆる「みなし健診」の方々の数の把握をどうするかという課題もあります。少なくとも健診の対象者の方で健康に不安のある方については積極的に健診に行くように御案内するように市町村をお願いしている状況です。

被保険者②

私は、定期的に通っておりますが異常はありません。

事務局

ありがとうございます。定期的に行く機会もあまりないという方々に、後期高齢者になつてからなるべく早い段階で、まずは自分の健康状態を確認していただきたいと思っています。

被保険者③

私も 75 歳の時に歯科健診に行きましたが、歯の状態を診るだけでなく飲み込みの仕方など様々な指導もあり、飲み込みの仕方によって誤嚥性肺炎などの病気にもならないといったことも含めて指導いただきました。9月に自治体の歯科衛生士を講師とした学習会に参加しましたが、その時にも積極的に色々指導していただきました。

受診率があまりにも低いと思いますので、ただ単に健診に行ってもらうだけではなく、このような指導までしていただけるといことも案内するとよいと思います。

事務局

健診の内容については基本的には歯科医師会の方々と調整しており、歯科医師の方々は協力的な方々が多く、健診を実施していただいています。

被保険者③

マイナ保険証を持っている方も、「資格情報のお知らせ」が来るのは来年 8 月の更新のときという予定なのですか。

事務局

はい、現在の被保険者証が使えなくなる時期までということになります。

被保険者③

後期高齢者の方はITに不慣れな状況があるということで、例えマイナ保険証を持っている方にも資格確認書を交付する予定なのですか。

事務局

そうしていただきたいと国にはお伝えしており、現在国の方で検討中です。国が今発表しているのはここまでですので、現在は国から示されている範囲で運用する予定にしています。

被保険者③

マイナ保険証を持っている方でも、資格確認書は申請すれば取得できるのでしょうか。

事務局

申請した方には、資格確認書がお手元に届きます。何もしないと、「資格情報のお知らせ」という簡単なカードのみが届きますが、病院に行ってマイナンバーカードが読み込めない、事務手続きが煩雑であるという話もありますので、なるべく混乱のない形にしたいと思っています。

被保険者④

ジェネリック医薬品は、自分からお願いしないと出ないのですか。

事務局

ジェネリック医薬品については、基本的には国から薬局に通知が来ており、自分から何も言わない場合はジェネリック医薬品推奨となっています。

医療関係者①

ジェネリック医薬品については、2割ほど薬が不足している状況なので、仕方なく先発医薬品にすることもありますが、先発医薬品にすらできなくなることもよくあります。採算が合わないので製造中止となったジェネリック医薬品があった場合、不足分を先発医薬品の業者に発注しても、そちらも生産縮小しており、すぐには供給できないという話になるので、違う薬に変更することになります。

事務局

広域連合としては、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に一定程度の削減効果が見込まれる方をピックアップして、どの程度削減効果があるかという通知をお送りしています。

通知を受け取った方が医師や薬剤師の方々に相談していただき、無理のない範囲でジェネリック医薬品に変えていただくことで、本人の自己負担だけでなく全体の医療費の削減にも繋がりますので、特に問題がなければ変えていただきたいと思います。

医療関係者①

令和6年10月からの先発医薬品とジェネリック医薬品の差額を患者様に負担していただく選定療養という制度が始まりました。最初なので、まずは差額の4分の1を負担していただくことになっています。薬局に先発医薬品しかない場合は負担しなくてよいのですが、患者様がどうしても先発医薬品がよいと申し出た場合は負担することとなります。

被保険者①

私は自営業で若い頃から国保に加入して税金を納めてきましたが、後期高齢者になっても、まだ保険料として年金から引かれています。いつまでも保険料を納めなければならないのですか。

事務局

保険料につきましては、事業概要の5ページにありますように、かかった医療費全体の10%程度を皆様からの保険料でいただくという仕組みになっています。この保険料がどのように構成されているのかについては、皆様から一律で払っていただく均等割の部分と、所得に応じていただく所得割の部分の2段階になっています。基本的には皆様から頂戴することになっておりますので、これは今後も続くことになろうと思います。

被保険者①

国民健康保険だった場合は生活するのが大変なので、保険料を少しセーブしていただくと、自営業の方々にもよいのではないかと思います。

事務局

この後期高齢者医療制度をどう維持していくかという話になってきます。現段階としてはほとんどが現役世代の負担と公費負担となっており、公費負担も赤字国債により財源化されており、現役世代の子どもたちを含めた後世の方々が負担するということになります。現在は、現役世代の方々から御理解をいただいてこの制度が維持できていますが、少子高齢化が進む中で、税金から一部手当ははされているとはいえ、税金も潤沢ではなく赤字国債ですので、この制度が本当に成り立つのかはかなり難しいと思います。世代間や所得の多い方、少ない方の中で負担割合をどう変えていくかということは、議論にならざるを得ないのかなと思います。

被保険者③

現在、私たちは来年7月31日までの被保険者証を持っていますが、来年7月までの間に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」がそれぞれに送られるということによろしいですか。

事務局

はい、現時点ではこれまでの被保険者証の代わりに、「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」のどちらかを送るということになっており、国の検討次第では全員に「資格確認書」を送付する可能性があります。

被保険者③

現段階で既に送付されている「資格情報のお知らせ」はないということによろしいですか。

事務局

そのとおりです。後期高齢者医療制度の場合は来年7月までは送付されません。

被保険者③

私はマイナ保険証を使っていますが、例えば高額療養費に該当している月があって、限度額を超えていると言われ、一旦支払って後から返ってきますが、その情報はどのようになるのでしょうか。

事務局

高額療養費については、一つの医療機関のみにかかっていたら、月当たりの医療費の限度額を超えた部分を支払わなくてよいのですが、複数の医療機関にかかって限度額を超えた場合は後から返還ということになります。

被保険者③

医療機関にマイナ保険証を持っていきますが、負担割合が分からないので被保険者証も見せてくださいと言われることがあります。

事務局

そういった場面があることは私どもも聞いていて、確かにマイナンバーカードに負担割合は記載されていませんが、医療機関にある読み取り機械で負担割合が確認できるのではないかと考えています。

被保険者③

マイナ保険証を出しても、金額を間違えられたり、紙の被保険者証の扱いで処理されて計算し直しになったりすることもあります。

事務局

確かにマイナ保険証を使うと若干自己負担額が安くなりますが、間もなくその制度は廃止になります。制度の浸透には時間がかかっており、現場の混乱も結構大きいのではないかと思います。

被保険者⑤

ジェネリック医薬品の希望シールですが、保険証に貼って医療機関に出しても、どのくらい安くなったかということと言わないのですか。

事務局

病院とか薬局では、そこまではお話ししないと思います。

医療関係者①

金額を計算し直して比較しないと算出できないので言わないと思います。

被保険者⑤

これを貼って果たして効果があるのかなと思います。

事務局

貼ってあれば、この方は少なくともジェネリック医薬品に抵抗がない方ということは分かります。ジェネリック医薬品に変えるかどうかは、医師や薬剤師の方々と御相談していただくことになります。

被保険者⑤

気持ちとしては、貼っていて安心感があります。

被保険者④

75歳になって部分入れ歯を作り直したり、足が痛くてインソールを作ったりしていますが、金額を見て驚いています。私は1割しか負担していないので、何か罪なことをしているように感じてしまいます。今は体づくりのために毎朝ウォーキングをしています。なるべく医療費を使わないようにと頑張っています。

被保険者②

病院にかかった時に、「これだけでよいのか」と若い人たちに申し訳ないという気持ちが常にあります。1割負担ではあまりに少ないので、私はもう少し取ってもよいのではないかと思います。

事務局

現在、所得に応じて1割から3割を窓口で負担していただいておりますが、今年の9月に政府で取りまとめをした高齢社会対策大綱の中では、令和10年度までの間にもう少しこれを高くするように検討を進めることになっていきますので、逆に言えばここ1、2年は恐らく上がらないのではないかと思います。後期高齢者の方々の場合、1割負担の方が75%程度で、2割負担の方が20%程度で、残りが3割負担となっています。そのうち、令和10年度までの検討の中で、どのくらいの方を3割負担に上げていくのかをこの何年かの間に国で整理することになっています。

医療関係者①

マイナンバーカードは持っているが保険証として登録していないと思っている方で実は登録されているという方が多くいるので、来年8月の一斉更新の際は大混乱になるかもしれないと思います。ここではどうにもならない話ですが、一応情報提供します。

事務局

マイナンバーカード自体の有効期限が切れる方も出てきます。元々のマイナンバーカードの有効期限を認識しておらず、病院に行くと急に使えないと言われるような事態を私どもとしては危惧しているところです。

被保険者④

マイナンバーカードの有効期限が切れるという通知は来ると思います。

医療関係者①

私の患者でマイナンバーカードを更新した方を見たことがありません。

事務局

まだ被保険者証が手元にあるので、国保の方々も後期高齢者医療の方々も、病院で被保険者証さえ持っていけば手続できるのに、どうしてわざわざマイナ保険証を使わなければならないのかというところが、被保険者にとって理解が深まりにくい理由ではないかと思えます。

被保険者③

そもそもマイナンバーカードができた時は、顔写真つきの身分証明書がない方にとってはよいといった程度の説明でしたが、だんだん変わってきて、マイナ保険証でないと病院もかかれませんかと強制するかのようになっているので、おかしいと思います。

事務局

コロナ禍のように国民の方々に現金給付をするような場面では、マイナンバーカードに口座を登録して申請書を出してもらえばスムーズに処理できると思います。国もそのような点について、マイナンバーカードを推奨する理由の一つとしています。

ただ、マイナ保険証については、私どもも医療機関も様々な部分で上手に運用できていないのに急に実施となってしまったというところはあると思います。国もそれを踏まえて今後検討していただけるものと思っていますので、私どもも国へ意見等を届けていきたいと思っています。

市町村後期高齢者医療担当課

国民健康保険と後期高齢者医療の二つを扱っておりますが、後期高齢者と国保で扱いが違う部分があるので、同じ世帯に国保の方と後期高齢者の方がいる場合、後期高齢者の方は資格確認書がもらえるのに国保ではもらえないという話になるのが危惧される場所ではあります。資格確認書を一齐で更新して出せば事務負担も少なく済むと個人的には思っていますので、そういう方向になればよいと思います。